

# 小川富也税理士事務所だより

編集発行人  
税理士・行政書士  
**小川 富也**  
〒796-0068  
八幡浜市浜之町180番地  
TEL 0894-24-3355  
FAX 0894-24-2882



## 再雇用社員に昇進制度

農業用機械のI社は、定年後再雇用した60歳以上のシニア社員に対し、昇進制度を導入した。経験を生かして現場の若手社員をまとめたり、指導する役割を担ってもらう狙いだ。

現場をまとめる監督者として「職長」や「組長」などの肩書きで後進を指導する。再

雇用後の適性や仕事をみて、一定の期間後に昇格を判断する。役職によって手当をつけ、シニア社員の意欲の向上につなげる考え。

同社では2006年から退職した社員の再雇用を進めている。外部からの適切な人材を採用しにくくなっていることから、シニア人材を有効活用することにした。

## 「技術伝承士」を創設

建設業のI社は建築・土木の施工現場での発注者への対応や近隣住民対策などに経験とノウハウを持った社員を「技術伝承士」に任命する制

度を創設した。

生産現場では優れた技術を持つ社員が定年などにより若手社員へノウハウを伝授することが喫緊の課題となっているが、同社では「伝承士」の社内資格を設け、中堅・若手社員への技術伝承を促す考えだ。

社内のイントラネット上で伝承士を紹介する仕組みも近く構築する予定だ。技術伝承士は原則50歳以上のベテラン社員のうち、土木など各事業部から推薦を受け、社長の面接を通った人を任命する。現職との兼務となり、手当を支給する。

## 幹部育成へ社内塾

工作機械メーカーのN社は、幹部社員の育成を目指す社内塾を開講した。部課長全員と希望する社員が参加する。社外講師による講習を受け、財務やマーケティング、生産管理などの専門知識を身につける。

各分野のコンサルタントが講義を担当し、各週の金曜日と土曜日に講義を受ける。社員が自主的に研さんを積む場として位置づけており、土曜日は無給とする。

同社は社員の技術力向上を目的とした「道場」も開設しており、社員教育に力を入れている。工作機械の受注回復の足取りはいまだ不透明であり、空いた時間を有効活用して個々の社員の能力を伸ばすことで会社全体の競争力の底上げを図る方針だ。

## 社会保険料

病氣、失業など生活に急激な変化が起こった場合に、給付などで生活を保障する公的な保険制度を総称して社会保険制度と呼ぶ。

会社員の場合、健康保険料と厚生年金保険料は事業主と折半で負担する。雇用保険料の負担割合は本人と事業主で4・7（農林水産業、建設業を除く）。国民年金の保険料は定額で賃金には連動しない。自営業者が入る国民健康保険は市町村ごとに保険料を決めるが、世帯所得に応じて増減する仕組みがある。



企業の情報管理にかかわる主な法律

法律名	対象	対策
個人情報保護法	顧客の名前や生年月日といった個人情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理すべきデータの持ち歩かずに重要なデータをメモリに保存しない、持ち帰らない。</li> <li>ID・パスワードの管理を厳格にする。</li> </ul>
不正競争防止法	販売マニユールや仕入れ活動など、営業秘密情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>先ず、有価な情報を厳格に管理する。</li> <li>従業員一人ひとりが情報管理に対する意識を高めなければならない。</li> </ul>



# 企業の情報流失 顧客からの損害賠償も 「うっかりミス」が大半

取引先の顧客リストや取引内容など、ビジネスではその管理に気を付けないければならないデータが数多くあります。インターネットや電子メールの普及に伴い、思わぬところで重要な情報が外に漏れてしまったというケースが後を絶ちません。そこで今回は情報管理に関する法律と防止策について考えてみます。

ビジネスで扱う文書や資料は、時代とともに紙からデジタルへ変わってきました。インターネットの普及で世界中の情報を手軽に収集したり、やり取りできるようになりました。

一方でデータが盗まれてしまう例も増えています。

盗まれたものがネットで公開され、被害が一気に広がってしまうのもネット時代ならではと言えるでしょう。セキュリティ対策を整備するのはもちろんですが、従業員一人ひとりが情報管理に対する意識を高めなければならないとされています。

## ■個人情報保護法

情報流失と聞いてすぐ頭に浮かぶのは、顧客の名前や住所、生年月日などといった個人情報の流失ではないでしょうか。近年、カード会社、デパート、通販会社など、多くの企業で顧客情報が流失し、大きな問題となっています。また流失した個人

情報が悪用され、顧客に被害がおよぶケースもありました。

個人情報保護法は、企業に対して、これらのデータを安全に管理する体制の整備を求めています。「パソコンを持ち出さない」「むやみにメモリーなどに重要なデータを保存しない、持ち帰らない」「ID・パスワードの管理」などといった対策を講じ、それを従業員や業務委託先が守っているかどうか監督しなければなりません。

個人情報が増えれば、その企業だけでなく顧客にも被害が及ぶ可能性があります。信用の失墜につながるのももちろん、内容によっては顧客から損害賠償を求められるケースもあります。

## ■不正競争防止法

情報管理に関する法律には、営業秘密を保護する不正競争防止法もあります。

不正な手段で企業情報を盗まれた場合には、情報の公開を差し止めたり、損害賠償を求めたりできます。企業活動にとって有用な情報が対象で、仕入れ価格や取引先一覧などが含まれます。ただし、企業がこうした秘密情報を適切に管理していることが大前提

です。例えば机の上に重要な資料を置きっぱなしにするなど、責任者以外の人が簡単に盗み見ることでできるような管理状態では損害賠償を請求することはできません。

情報流失を防ぐには、価格や仕入れ先といった情報が企業にとって財産であることを従業員一人ひとりに徹底する必要があります。情報流失が起きた場合、会社の責任が問題となりますが、場合によっては従業員が会社から損害賠償を求められる可能性があることなどを周知しておくべきでしょう。

また、情報流失を起こした企業の大半が「うっかりミス」によって生じているのが実情です。紙の資料と比べデジタルデータは重要な情報を扱っているという感覚が薄れがちです。管理すべきデータが入ったパソコンを持ち歩いたり、むやみにメモリーなどに重要情報を保存したり、持ち帰ったりすることは避けたい方がよいでしょう。

またメールを送信する前に複数人で添付ファイルなどをチェックしたり、上司にも同じ内容のメールを送信するといった個々人の責任感を高める仕組みを整え、継続的に実践すべきでしょう。



# 新型インフルエンザ対策 職場での感染拡大を予防 バックアップ体制を整備

新型インフルエンザが本格的に流行し始めました。今後、さらに拡大することが懸念されますが、企業としては顧客や従業員とその家族の安全、また事業の継続などを考え、感染拡大の防止策を講じることが必要となります。そこで今回は、企業に新型インフルエンザ対策として最低限求められる具体的な対策について考えてみます。

## ■日常生活で可能な予防策

フルエンザもその予防策は基本的には同じです。具体策についてあげてみます。

### 職場における感染リスクを下げる方法

目的	対策例
感染機会の減少	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅勤務</li> <li>時差出勤</li> <li>自家用車・徒歩・自転車による出勤</li> <li>出張や社外での会議の中止</li> </ul>
職場での感染拡大の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>出勤前の体温測定や出勤時の問診</li> <li>訪問者の立ち入り制限</li> <li>出勤前の体温測定や、互いに離れての会議</li> <li>電話、FAX、メール等の活用</li> <li>フレックスタイム制</li> <li>マスク着用、咳エチケット</li> <li>手洗いまたは手指の消毒の励行</li> <li>職場の清掃、消毒</li> </ul>
代替要員の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数人による相互に接触しない形での交替勤務</li> <li>別の仕事もできるように訓練</li> </ul>

- ① 人と人との距離（2 m以上の保持）
  - ② 石鹸や消毒液での手洗いの徹底
  - ③ 咳エチケット（マスクの着用）
  - ④ 手が触れる場所（机、電話、ドアノブなど）の清掃・消毒
- マスクは一つの流行期間が8週間またはそれ以上にわたる可能性があるため、従業員1人1日1枚で8週間分の備蓄が勧められています。

## ■感染した従業員が休める体制

なによりも注意が必要なの

は、感染した人が無理をして職場に出てくることです。それにより職場で感染が拡大する可能性があります。

企業では様々な効率化を行うことによって、1人に求められる仕事量が複雑になり、また最低限の人数で運営できるようにすることが求められています。こうした効率化は感染拡大という危機に直面すると一変して脆弱な側面が表れます。

もし仮に感染してだれかが数日休むことになったとしても、感染した人が安心して安め、必要な業務をバックアップができるような組織作りをするといったことは、その他の災害などが起きた場合にも必要となります。

## ■的確な情報の把握と迅速な意思決定

新型インフルエンザについては、まだ不確定なことも多く、そして時期によって流行が拡大する国や地域もあります。またなかには誤った情報やデマに近いものが流れる可能性も想定されます。企業として常に公的なサイトや自治体、報道からの情報提供に関心を持ち、的確な情報を入手しましょう。そして、それに応じた意思決定が迅速にできる体制が

必要です。迅速な意思決定には経営責任者の積極的な関わりが求められます。

## ■重要な業務の特定と継続のための仕組み

企業において、事業を継続するために、あらかじめ重要な業務を特定しておく必要があります。例えば、業務の優先順位を3から5段階ぐらいに分けることによって、最低限必要な重要業務とそれを可能にする人員を特定し、感染が拡大した際の緊急的な対応について検討します。

ある重要業務が、特定の担当者がいないとできないならば流行時にその人または家族が感染した場合に職場に來れなくなることで業務全体が停止または遅れる可能性があります。

## ■緊急連絡体制の整備

個人情報保護や多様化する企業での複雑な雇用関係によって緊急連絡体制が整備できていない企業が最近、増えていくようです。すでに連絡体制があっても部署の人の移動などで更新されていないこともありま。IT技術も進んでおり効果的な連絡体制についても検討しておきましょう。



# 切り捨てられた債権の処理

事業活動を行う中で、取引先に対する売掛金などの債権の回収が困難となるケースもあります。

取引先の債権者集会において、売掛金の一部が切り捨てられる決定がなされた場合、この取引先に対する債権はどのように取り扱われるのでしょうか。

## 債権者集会とは

会社が債権者一社ごとに相談して返済額を決めるとなると時間もかかりますし、また、取引先ごとの返済額がアンバランス・不公平となりかねません。

そこで、債権者を一堂に集めて債権の切り捨て額を合理的基準で決めるのが債権者集会です。

このような債権者集会において売掛金が切り捨てられるということとは、債権としての価値が実質面だけでなく、法律面においても無くなったということになり、この場合、債権の一部貸倒れが認められることになっています。

## 法的手続等による切り捨て

税務上、次のような事実により売掛金等の一部が切り捨てられることになった場合には、貸倒れとして損金に算入することとされています。

① 更生計画または再生計画による切り捨て

② 特別清算に係る協定による切り捨て

③ 次の関係者協議による切り捨て  
a 債権者集会で合理的に決められたもの  
b 行政機関や金融機関などの斡旋により合理的に決められたもの

④ 債務者の債務超過状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し書面により明らかにされた債務免除額

これらは、法律上その債権そのものが消滅していますので、税務上も当然に損金として取り扱われることになります。

## 10月の税務と労務

### — 税 務 —

- ★特別農業所得者への予定納税基準額等の通知  
通知期限…10月15日
- ★個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第3期分）  
納期限…10月中において市町村の条例で定める日
- ★9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
納期限…10月13日
- ★8月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）  
申告期限…11月2日
- ★2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）  
申告期限…11月2日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）  
申告期限…11月2日
- ★2月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）…半期分  
申告期限…11月2日
- ★消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）  
申告期限…11月2日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の7、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（6月決算法人は2カ月分）（消費税・地方消費税）  
申告期限…11月2日

### — 労 務 —

- ★労働災害保険事業開始届  
提出期限…10月13日
- ★健保・厚保の保険料の納付  
納期限…11月2日

政権交代により民主党政権が誕生した。その減税政策などを見ると、自動車業界にプラス効果をもたらす可能性が高い。マニフェストには、①高速道路料金の無料化、②自動車重量税、取得税、ガソリン税などの暫定税率廃止などが盛り込まれている。自動車の購入費や維持費が低下し、需要拡大効果が期待できる。▼今後はエコカー普及競争が激化し、世界各国で主導権争いも起きるだろう。現時点で日本はハイブリッド車などで

## エコカーで経済再生を

世界に誇る技術力を持つ優位にある。新政権はエコカーの普及促進などで新たな有効需要と就業機会をつくりだし、不況脱出と環境社会実現の道を開く経済再生の戦略モデルを示してほしい。▼今後は、日本の保有車両の大半をエコカーに切り替えるなら内需も活性化するだろう。これらのエコカーが同時に外貨を獲得し、日本の経済力を高める能力がある。日本版グリーン・ニュー・デール政策の実現に期待したい。